

「内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」 及び「規制改革・民間開放推進会議令案」について

平成 16 年 3 月

内 閣 府

1 政令案の背景

- (1) 規制改革は、小泉改革の四本柱の一つとして位置付けられ、内閣として構造改革を強力に推進するとともに、日本経済の再生を実現する上で、その加速的な推進が必要である。
- (2) 総合規制改革会議の第 3 次答申（平成 15 年 12 月）において、『より強力かつ集中的に規制改革を実行できるよう、引き続き内閣総理大臣の下に時限的な規制改革推進機関を設置するとともに、その事務局機能を強化することが必要である。また、規制改革の推進に当たり、今後とも民間の学識経験者や実業界等の知見を十分に活用できる体制とすべきである。』と指摘されたところ。
- (3) こうした状況を踏まえ、政府は、『「総合規制改革会議」の終了後も、民間人を主体とする新たな審議機関を設置する』方針を表明したところ（第 159 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 16 年 1 月 19 日））。

2 政令案の概要

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革その他の経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議する機関として、規制改革・民間開放推進会議（以下「会議」という。）を内閣府本府に設置する。
- (2) 会議は、民間有識者 13 人以内から構成されるとともに、必要に応じ、専門委員を置くことができる。
- (3) 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。
- (4) なお、会議は、平成 19 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限設置とする。

3 スケジュール（予定）

- ・事務次官等会議 平成 16 年 3 月 18 日（木）
- ・閣議 平成 16 年 3 月 19 日（金）
- ・公布 平成 16 年 4 月 1 日（木）（予定）
- ・施行 公布の日（平成 16 年 4 月 1 日（木）を予定）

政令第 号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二中「総合規制改革会議」を「規制改革・民間開放推進会議」に改める。

第四十条の三の見出しを「（規制改革・民間開放推進会議）」に改め、同条第一項中「総合規制改革会議」を「規制改革・民間開放推進会議」に改め、同項第一号中「規制の在り方の改革に関する基本的事項」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

- イ 国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革に関する事項
- ロ その他の規制の在り方の改革に関する基本的事項

第四十条の三第二項中「総合規制改革会議」を「規制改革・民間開放推進会議」に、「総合規制改革会議令（平成十三年政令第八十七号）」を「規制改革・民間開放推進会議令（平成十六年政令第 号）」

に改める。

附則第九条を次のように改める。

（規制改革・民間開放推進会議の設置期間の特例）

第九条 規制改革・民間開放推進会議は、平成十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（総合規制改革会議令の廃止）

第二条 総合規制改革会議令（平成十三年政令第八十七号）は、廃止する。

内閣府本府組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

内閣府本府組織令（平成十二年六月七日政令第二百四十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 審議会等</p> <p>（設置）</p> <p>第四十条の二 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。</p> <p>規制改革・民間開放推進会議</p> <p>地方分権改革推進会議</p> <p>税制調査会</p> <p>（規制改革・民間開放推進会議）</p> <p>第四十条の三 規制改革・民間開放推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な次に掲げる事項を総合的に調査審議すること。</p> <p>イ 国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革に関する事項</p> <p>ロ その他の規制の在り方の改革に関する基本的事項</p> <p>二 前号に掲げる諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、規制改革・民間開放推進会議に関し必要な事項については、<u>規制改革・民間開放推進会議令（平成十六年政令第〇〇号）</u>の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>（<u>規制改革・民間開放推進会議の設置期間の特例</u>）</p>	<p>第二章 審議会等</p> <p>（設置）</p> <p>第四十条の二 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。</p> <p><u>総合規制改革会議</u></p> <p>地方分権改革推進会議</p> <p>税制調査会</p> <p>（<u>総合規制改革会議</u>）</p> <p>第四十条の三 <u>総合規制改革会議</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。</p> <p>二 前号に掲げる諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>総合規制改革会議</u>に関し必要な事項については、<u>総合規制改革会議令（平成十三年政令第八十七号）</u>の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>（<u>総合規制改革会議の設置期間の特例</u>）</p>

改正案	現行
第九條 規制改革・民間開放推進会議は、平成十九年三月三十一日まで置かれるものとする。	第九條 総合規制改革会議は、平成十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

規制改革・民間開放推進会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 規制改革・民間開放推進会議（以下「会議」という。）は、委員十三人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員の任命等）

第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(議長)

第三条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第四条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があつたときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めるこ

とができる。

(庶務)

第六条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

「規制改革・民間開放推進会議令」と、「総合規制改革会議令」の対比表

(傍線部分は変更部分)

規制改革・民間開放推進会議令	総合規制改革会議令
<p>内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。</p>	<p>内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第一条 規制改革・民間開放推進会議(以下「会議」という。)は、委員十三人以内で組織する。</p>	<p>第一条 総合規制改革会議(以下「会議」という。)は、委員十五人以内で組織する。</p>
<p>2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p>	<p>2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p>
<p>(委員及び専門委員の任命等)</p>	<p>(委員及び専門委員の任命等)</p>
<p>第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
<p>2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
<p>3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p>	<p>3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p>
<p>4 委員及び専門委員は、非常勤とする。</p>	<p>4 委員及び専門委員は、非常勤とする。</p>
<p>(議長)</p>	<p>(議長)</p>
<p>第三条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。</p>	<p>第三条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。</p>
<p>2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。</p>	<p>2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。</p>
<p>3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>
<p>(議事)</p>	<p>(議事)</p>
<p>第四条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>	<p>第四条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>
<p>2 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の</p>	<p>2 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の</p>

規制改革・民間開放推進会議令

ときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があつたときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

(庶務)

第六条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

総合規制改革会議令

ときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があつたときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

(庶務)

第六条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。